

## 愛知・名古屋 2026 大会開閉会式計画等策定業務基本仕様書

**1 業務名**

愛知・名古屋 2026 大会開閉会式計画等策定業務

**2 業務目的**

公益財団法人アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「委託者」という。）が、第 20 回愛知・名古屋アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「アジア競技大会」という。）及び愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会（以下「アジアパラ競技大会」という。）の開会式及び閉会式（以下「開閉会式」という。）を実施するため、制作会社（以下「受託者」という。）に「12 委託業務内容」に定める業務（以下「本件業務」という。）を委託する。

なお、受託者は本件業務の実施にあたり、「13 適用ルール等」に掲載する契約等の内容を良く理解するとともに、委託者及び委託者の設置する有識者による会議体である式典委員会（仮称）（以下「式典委員会」という。）が適宜行う指示に基づき業務を遂行する。さらに、受託者は、費用対効果及び透明性が保たれた運営構造を構築し、本件業務を設定された予算の範囲内で提供する必要がある。

**3 使用言語等**

組織委員会と受託者間の本件業務にかかる業務委託契約（以下「本契約」という。）及び本契約に至る過程における使用言語は日本語とし、通貨は日本円とするが、指定された書類等は英語で作成すること。なお、日本語版と英語版またはその他言語版との間に不一致がある場合は、日本語版を常に優先するものとする。

また、本書にて記載している日時は全て日本時間とする。

**4 当事者**

本仕様書では、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を「委託者」、本業務の受託事業者を「受託者」とする。

**5 契約期間**

本契約の契約期間は、契約締結日から 2025 年 3 月 21 日（金）までとする。

**6 支払方法**

本契約に基づく委託料の支払は、通貨を日本円とし、契約業務完了後に一括払いする。

**7 税**

本契約において発生する税については、全て委託料の中に含まれるものとする。

## 8 開閉会式日程

アジア競技大会開会式	2026年9月19日(土)	時間未定
アジア競技大会閉会式	2026年10月4日(日)	時間未定
アジアパラ競技大会開会式	2026年10月18日(日)	時間未定
アジアパラ競技大会閉会式	2026年10月24日(土)	時間未定

ただし、上記は予定であり、変更となる可能性がある。

## 9 開閉会式会場（予定）

・名古屋市瑞穂公園陸上競技場

※開閉会式は主に、名古屋市瑞穂公園陸上競技場にて開催されるが、その他の場所においてもリハーサル等を開催する必要がある。

## 10 名古屋市瑞穂公園陸上競技場について

住所：名古屋市瑞穂区山下通

完成予定：2026年3月

収容人数：アジア競技大会は最大3万5千人、アジアパラ競技大会は最大3万人（ただし、当日の有効座席数は未定）

その他の詳細は以下を参照すること。

(<https://mizuho-loop.jp/stadium>)

なお、契約締結後に名古屋市瑞穂公園陸上競技場にかかる図面等の資料を受託者に貸与する。

## 11 開閉会式の基本的な流れ

開閉会式は式典パート及び芸術パートで構成される。アジア競技大会の開会式及び閉会式の式典パートはOCA憲章に細かく規定されているが、必ずしもこの通りに行うものとは限らず、組織委員会とOCA及びAPCとの協議のもと、内容を決めることとする。

※アジアパラ競技大会について規定はない。

## 12 委託業務内容

受託者は、アジア競技大会の開会式及び同大会の閉会式、アジアパラ競技大会の開会式及び同大会の閉会式の4つの式典全てに関して以下の委託業務を完遂すること。

### (1) 基本プランの作成

- ・ 受託者は、アジア競技大会の大会スローガンである「IMAGINE ONE ASIA」と5つのコンセプト及びアジアパラ競技大会の大会スローガンである「IMAGINE ONE HEART」及び6つのコンセプトを元に、上記4つの式典の芸術パートの基本プランを作成すること。基本プランは開閉会式の芸術パートを制作するうえで基本となるテーマ、発信すべきメッセージ、それらに基づく芸術パートの具体的素案を含むもので、イメージ画像を用いるなどして表現すること。

- ・ 基本プランは4式典すべてにつき、それぞれ3案以上を作成すること。資料はA4判またはA3判で作成することとし、目安としてA4判で10ページ程度の分量を想定しているが超えても構わない。また、必要に応じて映像資料等の補助資料を作成すること。
- ・ 基本プランの作成にあたっては、委託者が式典委員会に意見聴取を行うので、委託者に指示に従って意見聴取に必要な書類の作成等を行うこと。
- ・ 作成にあたっては、本大会のスローガンやコンセプト、大会や開催都市の特徴などを考慮のうえ、制作を見据えて作成すること。また、OCAやAPCによる過去大会や他の大規模イベント等との重複がないよう、よく調査を行って作成すること。
- ・ 基本プランの提出期限は2024年5月31日（金）とする。

アジア競技大会の大会スローガン

[\(https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/slogan/\)](https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/slogan/)

アジア競技大会の5つのコンセプト

[\(https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/overview/\)](https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/overview/)

アジアパラ競技大会の大会スローガン

[\(https://www.aichi-nagoya2026.org/news/detail/49/\)](https://www.aichi-nagoya2026.org/news/detail/49/)

アジアパラ競技大会の6つのコンセプト

[\(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ag/whatisasianparagames.html\)](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ag/whatisasianparagames.html)

## (2) 実施プランの作成

(1) で作成し、組織委員会の了解を得た基本プランを元に、具体的な計画として実施プランを作成する。実施プランは以下の項目を含むものとする。

- ア 全体スケジュール案（次第案を含む）
- イ 参加者配置計画
- ウ 会場配置図（フロアプラン）
- エ 動線計画
- オ 会場整備計画（仮設オーバーレイ及び必要設備を含む）
- カ 必要物品搬入搬出計画
- キ 選手団入場計画
- ク 役員等入場計画
- ケ 芸術パート計画
- コ 選手団入場行進運営計画
- サ 陸上競技との会場転換計画
- シ 聖火点灯式運営計画
- ス 荒天時計画
- セ 緊急時対応計画
- ソ 制作スケジュール案

タ 運営準備（仮設整備等含む）スケジュール案

チ 予算計画

(3) 必要書類等の作成

委託者が、OCA、APC、式典委員会、その他関係団体及び委託者内の関係各部署と協議するために必要となる書類を日本語及び英語で作成すること。なお、主な必要書類としては以下を想定しているが、これに限らず、その都度委託者と協議して作成すること。

ア 開閉会式の概要及び特徴をPRする資料（必要に応じて映像資料を作成）

イ 聖火リレー、文化プログラム、陸上競技、警備、警護、ア krediyteiyon、輸送、物流、飲食、医療、情報システム、国際放送、マーケティング（アンブッシュ対策を含む）、チケッティング、ブランディング、プロトコール、ボランティア、仮設整備、その他関係する団体・受託者内の各部署との協議・調整に必要な資料（必要に応じて映像資料を作成）

(4) 企画体制の構築

受託者は、契約後、速やかに、本件業務の管理及び遂行について最終責任を負う統括責任者を任命し、統括責任者のもと、企画チームを編成すること。

企画チームには、過去15年以内（2009年4月1日以降）に日本国内外で開催された国際的なスポーツ大会の開会式及び閉会式に関連する制作実施運営を経験した者を1人以上入れること。

なお、国際的なスポーツ大会とは、アジア競技大会、アジアパラ競技大会、オリンピック、パラリンピック、FIFAワールドカップ、世界陸上競技選手権大会、各大陸別総合競技大会、もしくはこれらと同規模と考えられる大会である。

(5) 上記に限らず、開閉会式の実施にあたり委託者又は受託者が必要とし、双方協議の上で決定する一切の業務

### 13 適用ルール等

受託者は以下に挙げる契約等について、その内容・主旨を十分に理解し本件業務を履行すること。

- ・愛知・名古屋アジア競技大会開催基本計画

([https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/file94\\_2.pdf](https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/file94_2.pdf))

- ・愛知・名古屋アジア競技大会開催都市契約

(<https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/HostCityContract-AG2026.pdf>)

- ・OCA 憲章

([https://oca.asia/media/oca\\_files/OCA\\_CONSTITUTION\\_AND\\_RULE.pdf](https://oca.asia/media/oca_files/OCA_CONSTITUTION_AND_RULE.pdf))

- ・愛知・名古屋アジアパラ競技大会開催都市契約

(<https://www.aichi-nagoya2026.org/news/detail/370/>)

## 14 制作及び運営実施業務について

演出内容の制作及び運営実施業務については、本契約で作成した実施プランを元に、2025年度に別途契約する。募集方法及び契約方法については今後検討のうえ決定する。

## 15 基本スケジュール（予定）

業務実施に係る基本スケジュールは以下のとおりとする。

時期	業務内容
2024年 4月	・ 契約締結、業務開始
2024年 5月31日	・ 基本プランの提出
2024年 11月15日	・ 実施プラン（概要版）の提出
2025年 3月21日	・ 実施プラン（詳細版）の提出

## 16 業務実施体制

### （1）進捗管理

組織委員会との連絡責任者を予め定め、組織委員会担当者との連絡を密にし、業務の進捗管理を行うものとする。

### （2）連絡体制等

トラブル等が発生した場合に、速やかに組織委員会担当者との連絡を取れる体制を整えること。

また、受託者の責任において、トラブル等に適切に対応すること。

### （3）業務履行

受託者は、委託者からの特別の指示のない限り、企画提案した体制や実施内容により、業務を実施すること。

## 17 協議・打合せの実施

### （1）実施回数

本業務における協議及び打合せについては、原則月2～3回程度とするが、委託者が必要と認めた場合については、随時開催するものとする。

### （2）開催場所及び実施方法

開催場所及び実施方法については、委託者が指定するものとする。

### （3）その他

ア 受託者は、協議及び打合せに使用する資料を必要部数用意すること。

イ 受託者は、各協議及び打合せの結果について議事録を作成し、委託者の承認を得

ること。

ウ 作成した議事録は、成果物と共に納品すること。

## 18 成果物の納品等

### (1) 成果物及び納期

いずれの成果物も日本語版及び英語版を作成すること。

成果物	納期
開閉会式基本プラン	2024年5月31日(金)
開閉会式実施プラン(概要版)	2024年11月15日(金)
開閉会式実施プラン(詳細版)	2025年3月21日(金)

### (2) 規格等

プランの納品は、製本版(A4 縦版 [A3 折込可]) 2部及びデータ版(CD-R等の電子媒体、マイクロソフト社製Word、Excel、PowerPointにより編集可能な形式)とし、下記(3)に示す場所へ納品すること。

### (3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会  
式典課式典グループ

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号(愛知県東大手庁舎6階)

### (4) 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を、当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

### (5) 成果物の公表・変更

委託者は、必要があれば成果物を自由に公表し、または変更することができるものとする。

## 19 留意事項

- (1) 受託者は、提案した事項について、委託者の指示がない限り提案したとおり実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を統括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施・運営に際し、委託者や業務を遂行するにあたり関係する機関との連携・調整を行うこと。
- (4) 実施プランで検討を行う計画等については、委託者が策定する他の計画等(式典関係以外を含む。)と連携を図って作成すること。

- (5) 受託者は、本業務の終了前においても、委託者の求めがあったときは、適宜収集資料及び成果品の原案を提出すること。
- (6) 受託者は、データ及び資料等を使用する際には、その出典及び権利帰属先等について十分に確認した上で使用するものとし、その出典を明示すること。データの加工及び図表の作成を行う際、委託者に対して、加工方法及び保存形式を事前に相談した上で実施すること。
- (7) 「12 委託業務内容」を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議の上、適切に対応すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施に伴い、必要な関係行政機関等への各種申請を行うこと。
- (9) 受託者は、調査対象機関との折衝において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、受託者の責任により対処しなければならない。
- (10) 受託者は、本業務で発生する著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (11) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (12) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

## 20 権利の帰属等

- (1) 受託者は、組織委員会及び組織委員会が指定する第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作権人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- (2) 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で組織委員会に帰属するよう措置するものとする。
- (3) 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (4) 委託期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。